

2 第二種特定鳥獣管理計画(カモシカ)

特定計画の内容(第6期)

資料2-2-2

(1) 対象鳥獣

カモシカ(非狩猟獣、特別天然記念物)

(2) 計画期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日

(3) 管理区域

被害が顕著な

南アルプス地域個体群

が生息する区域

(南アルプスカモシカ

保護地域を除く)



自然環境の理解と - しずおか
ふしのくに

1

2 第二種特定鳥獣管理計画(カモシカ)

(4) 背景

○昭和30年度 種として国の特別天然記念物に指定

○昭和54年度 3庁(環境庁、文化庁、林野庁)の合意

・保護地域内での捕獲は認めない。

・保護地域以外での捕獲は必要に応じて可能とする。

○平成8年度 「静岡県カモシカ保護管理及び農林業被害対策計画(県計画)」を策定

→個体調整を含む被害防除対策を実施

○平成14年度 県計画と第二種特定鳥獣管理計画を
一本化して実施

自然環境の理解と - しずおか
ふしのくに

2

2 第二種特定鳥獣管理計画(カモシカ)

(5) 被害現状

- ・林業被害:H22年度(184.5ha)がピーク、近年50ha前後
- ・農林産物被害(茶、ソバ、豆類、わさび等)は少額

(6) 現計画の評価と課題

○林業被害地

- ・防護柵設置、忌避剤処理、個体調整を実施
- ・効果測定(被害実態)調査を毎年実施

→効果に差あり。個体調整後、被害継続箇所あり

○農林産物被害地

- ・防護柵設置、個体調整を実施

→効果に差あり。個体調整後、被害継続箇所あり

被害継続箇所:加害種の特定と対策の見直しが必要

よしのくに

3

2 第二種特定鳥獣管理計画(カモシカ)

(参考) カモシカ・シカの食べあと

カモシカ

上顎に前歯がなく、下の歯と上唇とで挟んで引きちぎるようにして食べる

ニホンジカ

カモシカと同じように上顎に前歯がない構造



カモシカの頭骨

「哺乳類による森林被害ウォッチング
加害動物を判定するために」
(林業化学技術振興所)より転写

区別がつかない!

糞や足跡等で総合的に判断

食べあとから判別は不可

2 第二種特定鳥獣管理計画(カモシカ)

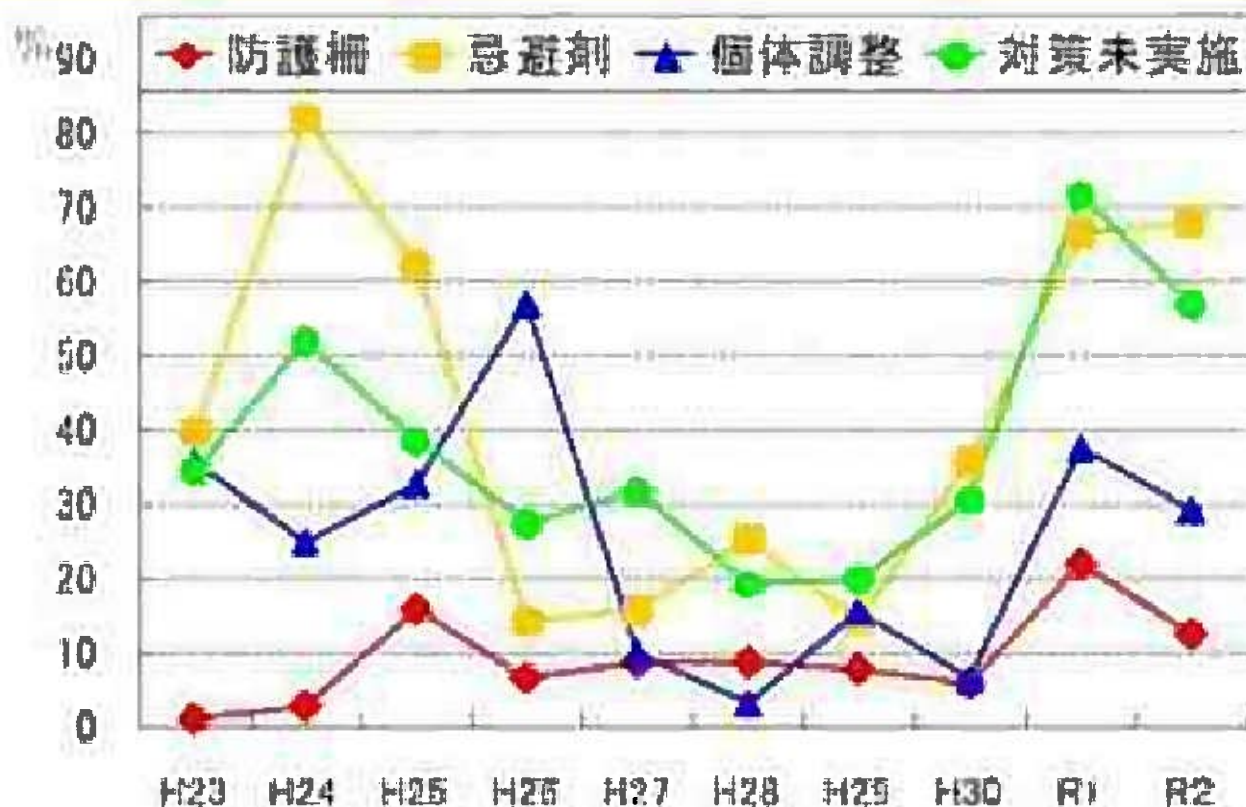
(参考)カモシカとシカの特徴の比較

項目	カモシカ	シカ
社会	なわばり性	非なわばり性
密度	低い	高くなりうる
食性	ブラウザー(木の葉食い) →自然植生への影響小	グレイザー(イネ科草本などのグラミノイド食い) →自然植生への影響大
性的二型	無し →雌雄の選択的捕獲困難	有り →雌雄の選択的捕獲可能
繁殖	ペア型(一夫一妻性) 遅い繁殖開始年齢 やや低い妊娠率 長い繁殖期間 →安定的な個体群変動	ハーレム型(一夫多妻性) 早い繁殖開始年齢 高い妊娠率 やや短い繁殖期間 →急激な個体群変動
被害	用例樹・農作物の被害に限定 低密度でも一定の被害	多様な加害体長と加害形態 密度依存的な被害発生

鳥獣被害の軽減策 - シカ

ふしのくに

2 第二種特定鳥獣管理計画(カモシカ)



ふしのくに

図 防除対策別被害率の推移

2 第二種特定鳥獣管理計画(カモシカ)

(5) 被害現状

- ・林業被害:H22年度(184.5ha)がピーク、近年50ha前後
- ・農林産物被害(茶、ソバ、豆類、わさび等)は少額

(6) 現計画の評価と課題

○林業被害地

- ・防護柵設置、忌避剤処理、個体調整を実施
- ・効果測定(被害実態)調査を毎年実施

→効果に差あり。個体調整後、被害継続箇所あり

○農林産物被害地

- ・防護柵設置、個体調整を実施

→効果に差あり。個体調整後、被害継続箇所あり

被害継続箇所:加害種の特定と対策の見直しが必要

2 第二種特定鳥獣管理計画(カモシカ)

(7) 管理の目標

科学的・計画的な保護管理を推進

- ① 地域個体群の安定的な維持
 - ② 農林業被害の軽減
- ⇒人とカモシカの共存を目指す

～科学的・計画的な保護管理～

- ・個体調整実施市町による被害削減目標設定、効果測定調査の実施
- ・県による捕獲個体のモニタリング(平均年齢、妊娠率の分析から個体群の状況を推定)

2 第二種特定鳥獣管理計画(カモシカ)

(8) 目標を達成するための施策

① 非捕殺的被害防除

- ・防護柵の設置を優先施策として実施
(忌避剤処理から防護柵設置への転換)
- ・自動撮影カメラ等により加害種を特定
- ・ニホンジカ対策を同時に実施

② 個体調整(加害個体の除去)

- ・実施市町は被害削減目標を設定
- ・効果測定調査を実施し、有効性を検討

③ 森林の適切な管理によるカモシカ生息域の管理

- ・広葉樹林等の維持管理、育成に努める

第二種特定鳥獣管理計画(カモシカ)

<三庁合意の主な内容>

- ① 地域を限って天然記念物に指定し保護する。
(保護地域を設ける。)
- ② 保護地域内は管理機関を定め、カモシカの捕獲を認めない。
- ③ 保護地域外では被害防除目的の捕獲を認める。

